

A社：京都市中京区所在 免許更新回数（1）
《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》
対象広告：インターネット広告（自社HP）

新築住宅1物件

■ おとり広告

- ◎ 平成27年12月頃に情報登録後、平成28年5月に契約済みとなったにもかかわらず、これを削除せずに平成29年11月29日まで広告していた。

■ 表示基準違反

- ◎ 小・中学校を記載 ⇒ 物件までの道路距離不記載。

■ 必要表示事項違反

- ◎ 情報登録日又は直前の更新日及び次回の更新予定日 不記載。

B社：大阪府池田市所在 免許更新回数（3）
《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》
対象広告：インターネット広告（LIFULL HOME'S）

賃貸住宅2物件

■ おとり広告

- ◎ 平成29年11月21日時点の広告について、平成28年7月27日を情報登録日とし、取引できるかのように表示していたが、当該物件は平成28年4月に契約済みで取引不可であった。
- ◎ 平成29年11月21日時点の広告について、同年6月17日を情報登録日とし、取引できるかのように表示していたが、当該物件は同年4月下旬に契約済みで取引不可であった。